

千葉市職員措置請求（22千監(住)第4号）に係る監査結果について

1 請求人 市民オンブズ千葉 代表幹事 漆原 勉 村越 啓雄

2 請求日 平成22年10月27日

3 請求内容

市は、行政財産目的外使用許可により、千葉市障害者福祉団体連絡会、(社)千葉市老人クラブ連合会及び千葉市母子寡婦福祉会（以下「福祉3団体」という。）に対し自動販売機（以下「自販機」という。）を設置させているが、福祉3団体は転貸という違法な使用をしているので、これらを平成23年度以降公募による貸付けとするよう、また、これにより福祉3団体の運営費が不足するのであれば補助金等で支援するよう千葉市長に勧告されたい。

4 監査対象事項

市は、行政財産目的外使用許可により各公用、公共用施設に自販機を設置させているが、それらのうち福祉3団体に対する行政財産目的外使用許可について、公募による貸付けとしないことが違法又は不当な財産の管理を怠る事実には該当するか否か。

5 監査結果

(1) 結論

福祉3団体に対する自販機の設置に係る行政財産の目的外使用許可を公募による貸付けとしないことが違法又は不当に財産の管理を怠っているとは言えず、請求人の主張には理由がない。

(2) 理由（要旨）

ア 本件怠る事実の財務会計上の行為該当性について

自治法第242条の住民監査請求の対象となるのは特定の違法又は不当な財務会計上の行為であり、行政財産の目的外使用許可については公物管理的側面と財産管理的側面の2つの性質があるから、財務会計上の行為に当たるか否かについては個別に検討する必要があるが、市が自販機の設置について原則公募貸付けという管理方針を定めている以上、財産管理的側面を重視して管理することとしたのは明らかである。

したがって、使用許可を貸付けにするか否かについては、特別の理由のない限り、財務会計上の行為としての財産の管理に該当し、貸付けとしないでいる状態については、財産の管理を怠る事実には該当する場合もある。

次に、住民監査請求は、個別具体的であることが必要であり、本件監査請求についてみると、各使用許可に関し個別具体的に違法又は不当な理由や損害の発生について明らかにしているわけではないが、福祉3団体が各使用許可を受けて設置している自販機については、概ね同じ取扱いにより各自販機業者（以下「業者」という。）との間に「設置契約」を締結しているのであるから、財務会計上の行為が複数であるとしても、個別具体性を否定するものとはならない。

イ 本件自販機設置に係る転貸について

自販機は業者の所有に係るものであり、業者が各行政財産の所定の箇所に自販機を設置し、商品の補充などの管理行為を行っているのであるから、転貸に当たらないというのは無理である。

しかしながら、転貸を禁ずる趣旨は、行政財産の管理上の支障を取り除くことにあり

ころ、自販機設置に係る使用許可については、業者の所有であるか、又は単に業者が管理委託を受けているのみかによって特段の差異がないことから、直ちにこれを取り消さなければ財産管理上の支障が生じるというものではない。

また、市は一定の公益的団体に、財政的援助を目的として使用許可をしているが、現状では転貸によってもその趣旨が損なわれているとは言えず、転貸を見過ごしていたことが違法であるとしても、市に損害をもたらすものではなく、その違法性は財務会計上の行為としての違法であるものとは言えない。

以上のことから、本件監査請求の財務会計上の行為としての問題点は、転貸に当たるか否かではなく、行政財産を貸し付けて収入増を図るべきであるのに、使用許可を続け財産を有効に活用しておらず、それが違法又は不当であるか否かという点に帰着する。

ウ 本件各目的外使用許可の目的と補助金との関係について

福祉連絡会の歳入は、自販機収入、繰越金など合計 22,782,072 円であり、このうち自販機収入は、経費を除くと約 15,270,000 円である。なお、市からの補助金は交付されていないが、11 の構成団体には、合計で 135 万円の補助金が交付されている。

市老連の歳入は、市等からの補助金、受託費、自販機収入など合計 37,975,285 円であり、このうち自販機に関しては売店事業特別会計を設け、一般会計には 540,000 円が繰り入れられている。

監査対象部局は福祉団体の運営のために自主財源が必要であると主張するが、自主財源、補助金のいずれであっても福祉団体の運営にとってさほど大きな支障を及ぼすものとは考えられない。

仮に、自主財源を確保しておくことが必要であるとしても、それはそれぞれの団体の規模や活動状況、将来における課題などを踏まえ、監査対象部局において、どの程度必要であるのか検討しておく必要がある。

エ 目的外使用許可から貸付けにすることの裁量性について

目的外使用許可と貸付けとのいずれを採用するかは、施設（財産）管理者が当該施設の性格・役割や利用状況からして支障が生じないかどうかなどの諸事情を勘案して決定すべきことであり、当該施設管理者の相当の裁量に委ねられていると言える。

市においては、平成 21 年財政部長通知により使用許可を原則公募貸付けに切り替えることを基本方針としたのであるが、当該通知では、福祉団体については 5 年間の猶予期間が設けられており、その内容には相当の裁量性が認められる。

オ 本件各目的外使用許可を公募貸付けとしないことの適法性について

自販機設置に係る目的外使用許可を公募貸付けにするかどうかについては相当の裁量性のあるところであり、前記のとおり財政部長通知でも福祉団体については猶予期間が設けられているので、当該通知から 1 年 11 か月しか経過していない現段階では裁量違反があるとは言えない。

6 意見（要旨）

- (1) 自販機設置に関し、これが転貸に当たるのではないかという点についてであるが、そのような指摘をされても仕方のない面がある。市当局においては、従来から福祉 3 団体に使用許可を行ってきた趣旨を踏まえ、できるだけ早期に解消を図るよう努められたい。
- (2) 福祉 3 団体の自販機収入と市からの補助金との関係についてであるが、市当局における対応は不十分である。今後福祉 3 団体の財政状況等を精査し、自販機収入と補助金、さらには両者の関係のあり方について十分検討のうえ、適切な措置を講じられたい。

※詳細は、別添の千葉市監査委員告示第 21 号をご覧ください。